

令和5年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>① 車の速度制限の路面標示について さくら草特別支援学校正門前の道路は、別紙④の所に30km/h規制の標識が設置されている。しかし、ドライバーの認識不足から、かなりのスピードで走行していくため、危険性を感じる。 特に、別紙⑦から④に向かっていく場合は、30km/h規制の標識が目立たず、路面での標示（オレンジ色で30km/h規制の標示）を希望します。 また、別紙⑦の交差点部分に「スピードバンプ（ゴム状の突起板）」の設置を要望する。</p>	<p>ご要望箇所の30km/h規制の路面標示につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。 6月30日に、この要望内容を浦和東警察署交通課の担当者にお伝えいたしました。 また、スピードバンプ（ゴム状の突起板）の設置につきましては、ご要望の交差点は住宅地にあり、スピードバンプ設置に伴い振動や騒音が発生するなど生活環境の悪化が懸念されることから、設置は難しいと考えます。 【浦和東警察署、緑区役所 ぐらし応援室】</p>
2	<p>② 既存標識の劣化による表示部退色改善について 別紙③、④において、既存標識の劣化による、表示部の退色で、矢印が消えている。 別紙②の「止まれ」も退色しているため、リニューアルを要望する。 別紙⑤のポールコーン・ポストの反射フィルムが剥がれているため、貼り替えを要望する。</p>	<p>道路標識のリニューアル（別紙②～④）につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。 6月30日に、この要望内容を浦和東警察署交通課の担当者にお伝えいたしました。 別紙⑤につきましては、ぐらし応援室で対応済です。 【浦和東警察署、緑区役所 ぐらし応援室】</p>
3	<p>③ 歩道の水溜まり改修について 北宿公園向かい側の歩道について、6月2日（金）～3日（土）の降雨により、歩行困難となり、通勤者らが車道に出て歩行しており、大変危険である。コンビ二側から手前に坂となっているが、別添写真の左側（畑側）に歩道が傾斜しているため、排水口にスムーズに流れず、水溜まりができてしまう。歩道の傾斜を車道側（つつじの木側）に修正していただきたい。 また、排水口には、植木（つつじ）の土及び枯れ葉等が流れてきて、目詰まりを起こしてしまう。排水口回りを木枠等で囲んでいただきたい。 （イチョウ並木のコンビ二側から数えて7本目の手前の位置）</p>	<p>6月2日のような激しい雨の場合、緑区内でも数多くの道路冠水が発生しましたが、その抜本的な対策は非常に難しいところですが、雨が止んで晴れた後でも、いつまでも水たまりが解消しないようであれば、連絡してください。 また、通常は雨水桝を囲うことはしませんので、目詰まりを見つけた場合も連絡してください。 【緑区役所 ぐらし応援室】</p>
4	<p>④ 前年度議題について 前年度要望したふるさと幼稚園のからの40km/h規制はどのようになったのか。</p>	<p>ご要望のふるさと幼稚園のからの40km/h規制につきましては、所管である浦和東警察署交通課に6月22日に確認したところ、「道路環境等を勘案し、段階的な速度制限は行わない」との回答をいただいております。 【浦和東警察署】</p>
5	<p>① 第2産業道路山崎交差点の歩道信号をスクランブル信号へ 山崎交差点について、4車線の広域幹線道路の第2産業道路と主要幹線道路の旧浦和岩槻線及び地域を結ぶ市道の6差路交差点であり、その形状も複雑となっている。歩行者の横断には、反対側に行くのに2～3回の信号を渡らなければならず、またその横断距離も長く、場所によっては、どの信号を見て渡ればよいのか分かりにくいところもあり、安心して渡ることができない状況にあります。 そこで、この歩行者の信号をスクランブル信号へと変更し、また視覚だけでなく音でも知らせることのできるよう、メロディ付きの信号の設置を希望します。</p>	<p>第2産業道路山崎交差点の歩道信号をスクランブル信号に変更することについては、所管が浦和東警察署交通課となります。 6月30日に、この要望内容を浦和東警察署交通課の担当者にお伝えいたしました。 【浦和東警察署】</p>
6	<p>② 第2産業道路ミニストップ交差点の待避場所の拡張について 本交差点は、第2産業道路がカーブとなっており、見通しが悪く（また黄色信号でスピードを出してくる車と、青信号に変わると見込みで渡る歩行者で）、人身事故が発生するなど危険なところとなっている。 特に、朝夕の通勤・通学時には、歩行者や自転車も多く、歩道や一部車道（市道部分）もあふれている状況である。 この道路は、県立浦和高校通って北浦和駅に行く最寄りの道としての利用も多い。 そこで、市道を拡張し、人や自転車への待避場所（たまり場）を造っていただきたい。</p>	<p>道路の拡張につきましては、新たに用地を確保する必要がありますが、実施するには、沿線住民の御協力をいただき、非常に多くの時間と費用が必要となります。 本市においては、市内道路における歩道整備がまだ十分な状況に至っておらず、交通量の多い幹線道路等を優先して整備を進めており、ご要望のような待避場所については、整備の予定はございません。 つきましては、現地を確認の上、現道内の安全対策を検討してまいります。 【建設局 土木部 道路環境課】</p>
7	<p>③ 山崎地区内狭小幹線道路に待避場所の設置について 山崎地区内の道路は、一部土地区画整理区域内道路や再開発で整備された道路を除き、大部分が4m内外の狭小な道路となっている。 この狭小な道路ではあるが、朝夕には通勤・通学として、昼間は幼稚園やデイサービスなど地域の生活道路として大きな役割を果たしているところである。 最近では、地域内人口も増加していることや、周辺の混雑回避の迂回路として利用されているため、交通量も増え、そのすれ違いが困難な状況となっている。 そこで、すぐに道路の拡張をすることは難しいとは思いますが、すれ違いができるよう待避場所の設置を要望する。</p>	<p>待避所の設置は、道路構造令によりますと、地方部の道路（山沿いの道等）に設けるものとされており、そのため、ご要望のような生活道路については、道路密度が高く、迂回も可能であるため、待避所を設置することは考えておりません。 なお、4mに満たない道路の拡張につきましては、沿道の方々からの申請に基づき、道路用地の寄附を受けて行う「暮らしの道路整備事業」により整備を進めております。申請の際は、権利者全員の署名が必要となりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。 【建設局 土木部 道路環境課】</p>

令和5年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	④ 山崎地区内道路のゾーン30の指定について 山崎地区内の道路（別紙の地域）について、ゾーン30（あるいは、一部の路線の30km/h規制）を要望する。 状況により、30km/h規制ができない場合は、「スピード落とせ！」などの看板設置を希望する。	ゾーン30の決定については、要望等を基に、道路管理者である市と警察が協議を実施し、警察で区域設定をしております。幹線道路に囲まれた生活道路において、通過交通の抑制や自動車の速度抑制の対策として実施しております。 つきましては、ご要望のございました別紙地域の道路状況や交通状況を踏まえ、ゾーン30を含めた安全対策について警察と連携し検討してまいります。 【建設局 土木部 道路環境課】
9	○ 自治会情報変更時における該当地区公共機関への変更情報の早急な伝達方法の構築について 毎年度始めに、コミュニティ課に最新自治会情報を書面にて報告している。自治会情報に変更がある場合は、コミュニティ課から、自治会が属する地区の公共機関（学校・公民館・交番等）へ変更情報（会長変更・提供物部数変更等）が速やかに行き届く伝達方法の構築を要望する。 従来自治会は、属する地区の公共機関より回覧物・ポスター・書類等を受け取っている。特に、会長交代時には、新会長へスムーズに提供物が届くように、逐一地区の公共機関へ会長交代（新会長名・住所・電話番号）の連絡をしており、大変な手間と時間がかかっている。	ご要望について、小学校に対しては、区が保有する情報を提供する体制を構築することを検討しております。公民館については、区が保有する情報と公民館が保有する情報に差異があり、単に区の保有情報を公民館に提供することができないことが判明したため、現在、区を通じて公民館が保有する情報を更新する体制を構築できるか協議を継続しております。 警察署については、区とは別団体であるため、区から警察署に情報提供するには、個人情報の取扱い基準により、個々の自治会長または自治会連合会理事会の承認を得る必要があるほか、警察署固有の事情により、スピーディな情報提供が困難となっております。誠に恐縮ではございますが、警察署への自治会情報提供については、引き続き、自治会から直接お伝えいただけますよう、お願い申し上げます。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】
10	○ 道路の延伸状況について 松木3丁目及び松芝公園から西に松木2丁目・松木1丁目33街区及び34街区で赤山街道に突き当たりになっている道路について、その先の第2産業道路に延伸する計画があれば、進路状況を教えていただきたい。	都市計画道路をはじめとする幹線道路を優先的に整備するため、現在、「さいたま市道路整備計画（第3期）」を策定し、限られた財源の中で早期に整備効果の発現が期待される路線を選定し、事業を実施しております。 議題にあります、都市計画道路駒形松木線につきましては、都市計画道路として都市計画決定しておりますが、整備時期は未定となっております。 なお、都市計画道路駒形松木線は松木1丁目から一般国道463号までつながる計画になります。 現在、「さいたま市道路整備計画（第3期）」の計画期間が、令和5年度で満了となることから、「次期道路整備計画」の策定を進めております。その中で、新規着手路線について検討してまいります。 【建設局 土木部 道路計画課】
11	① 芝原中央公園、芝原東公園の高木の枝下ろしについて 芝原地区内の中央公園及び東公園は、傾斜地の自然の高木を活かした緑の多い公園である。しかし、傾斜地のため、周囲の区画街路が急坂で高木からの落ち葉が多く、道路に落ちて滑りやすく危険である。そのため、隣接住宅の方がほぼ毎日掃除をしている状況である。また、強風時は枯れた枝が公園内に落下することもあり、遊ぶ子どもたちにも危険が及ぶため、高木の枝下ろしをお願いします。	公園管理者として公園内の樹木管理につきましては、道路への越境が確認できる樹木の剪定や枯損木や隣地境界に近接している樹木などの伐採を実施しておりますが、その他管理上支障とならない樹木につきましては、定期的な剪定の実施により管理をしているところです。 芝原中央公園及び芝原東公園の高木につきましては、令和2年度、令和3年度、令和4年度においても伐採及び強剪定を実施しております。 今年度以降につきましても両公園においては、樹木の剪定など必要に応じて実施してまいります。 【都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】
12	② 芝原小学校避難所体育館の雨漏り改善について 大雨などの災害時の避難所に指定されている芝原小学校だが、体育館の屋根から雨漏りがあり、体育館内で傘をさしている避難者がいました。避難者が安心して避難所で過ごせるように、一刻も早く体育館の改善をお願いします。	専門業者と現場調査を実施したところ、雨漏りの原因と考えられる箇所を確認しました。至急、修繕を実施いたします。修繕を実施しても状況が改善されない場合は、工事等検討していきたいと考えております。 【教育委員会事務局 管理部 学校施設整備課】
13	① 宮本第4公園水路側の土止め設置希望について 宮本第4公園代用水側は道路側より低いため、雨の度に公園から泥が流れ、側溝の蓋が見えないほど溜まる。 自治会でもクリーン作戦時に清掃はするが、限界がある。 網のフェンスの内側に土止めを設置していただきたい。	宮本第4公園においては、公園内の高低差も大きく、道路への土砂の流出については認識しているところです。 公園管理者としましては、公園清掃やバトロール時などに土砂の流出が確認した際は、清掃をしてまいります。 【都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】
14	② 宮本自治会館前に徐行注意の標示について 宮本自治会館前道路は30km/h規制だが、東側から来る車のほとんどが制限速度を守らない。 各種集会で高齢の方も利用するため、「集会場あり徐行注意」の路面標示を要望する。 （自治会館東側の河合宅前の上り坂あたりへの設置希望）	宮本自治会館前の路面標示設置につきましては、6月22日にくらし応援室にて現地を確認いたしました。 ご要望の箇所は登り坂の登り切った付近であることや車両の通行状況等から総合的に勘案すると、路面標示を設置することは難しいと考えます。 【緑区役所 くらし応援室】

令和5年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>① 低木の刈込みについて 馬場東公園北側の低木の刈込みを要望する。</p> <p>② 雑草刈りについて 清水橋、馬場橋下の排水路沿いの雑草刈りを要望する。</p> <p>③ 除草と立木伐採作業について 新宿113～115、109～112、94～97の歩行が困難であるため、除草と立木伐採作業を要望する。</p>	<p>①の馬場東公園北側の低木につきましては、年に1回剪定を実施しており、今年度は8月以降に実施する予定です。</p> <p>②の排水路沿いの雑草の草刈りにつきましては、終了しております。</p> <p>③の新宿の除草と立木の伐採につきましては、道路維持課が契約しております道路除草業務委託業者に依頼しております。</p> <p>【①都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】 【②建設局 南部建設事務所 河川整備課】 【③緑区役所 暮らし応援室】</p>
16	<p>・自治会未加入者のごみ収集所の利用の可否について 5戸以上の新築の場合は、市の要綱第3条により、建築事業者にごみ収集所の設置が義務付けられている。 4戸以下の住宅を新築する事業者は、要綱第7条のごみ収集所の管理者（自治会長）及び利用者の同意を得るものとするとの規定に基づき、利用に関する事前協議を自治会と行うこととなっている。 しかしながら、ここ最近、自治会には加入しないが、ごみ収集所は利用したいという考えを持った市民が増えつつある。 さいたま市が実施しているごみ収集作業の範囲は、ごみ収集所から焼却までの工程であり、ごみ収集所そのものの管理や運営、諸経費の手当、当番等の役務は、自治会及び組ごとに経年の中で培われてきた方法によって運営されている。 自治会員による管理・運営を主体とした組織に未加入者を容認すると、経費及び役務の両面にわたり会員との不均衡や不公平感が生じ、自治会の存続、ごみ収集所の管理・運営に重大な支障をきたすことになる。 以上の問題について検討いただきたい。</p>	<p>日頃から、ごみ収集所に係る諸問題にご尽力いただき感謝申し上げます。 このたびの、自治会未加入者のごみ収集所の利用の可否について、回答いたします。 本市のごみの収集方法は、ごみ収集所から収集する方式（ステーション方式）を採用しており、それに伴ってごみ収集所の管理も必要なことと認識しています。 ごみ収集所の管理のなかでも、収集所の清潔保持につきましては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第5条第1項及び「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」第26条第2項で規定されており、当収集所の利用者で行っていただいているところです。 収集所の清潔保持は利用者の義務であることから、その負担は利用者間で公平に分ち合うことが望ましいと考えます。 なお、自治会への加入又は自治会から脱退する旨の判断は、各居住者の判断に委ねられるものであり、加入又は脱退を強制することは認められません。 もし、ごみ収集所の清掃保持等の負担を拒否し、自治会への協力も得られない場合は、当自治会主体で管理する収集所の利用は難しくなるものと考えます。 その場合は、現実的ではないかもしれませんが、各自でごみ処理施設への搬入をしていただくことになりかねません。 以上のことを鑑みるに、ごみ収集所の利用にあたりましては、住民間の融和を図るうえでも自治会の加入・未加入にとらわれず、利用関係者間でよく話し合った上、役割分担等を決めてお互いの協力のもと管理していただきますようお願い申し上げます。 【環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課】</p>